

## 第5 当裁判所の判断

### 1 本件加害行為ないし本件被害について

#### (1) 暴力的被害の有無及びその態様

原告らは、被害者原告らに対する日本兵の加害行為ないしこれによる被害につき、その暴力的被害の有無及びその態様の要旨を別紙「被害状況一覧」のIのとおり主張するところ、証拠（甲76ないし85、原告万愛花、同張先兎、同趙潤梅、同高銀娥、同王改荷、同尹玉林、同楊秀蓮及び同李愛芳、証人楊宝貴及び同張付海）並びに弁論の全趣旨を総合すれば、被害者原告らが日中戦争当時に日本兵によって加えられたという強姦等の被害事実は、それが、原告らの主張する本件加害行為ないし本件被害との間で、事実の細部にまで及んで、また、事実の評価を含めて、完全に符合するとはいえないが、その概要においては、これを明らかに認め得るところであって、以上の趣旨による本件加害行為ないし本件被害の認定を覆すに足りる証拠はない。

#### (2) 精神的被害の有無及びその態様

原告らは、被害者原告らの暴力的被害のほか、精神的被害についても、その有無及びその態様を別紙「被害状況一覧」のIIのとおり主張するところ、上記のとおり認定した本件加害行為ないし本件被害の事実を鑑みれば、被害者原告らに対して加えられた日本兵による強姦等の所業は、それが日中戦争という戦時下において行われたものであったとしても、著しく常軌を逸した卑劣な蛮行というほかはなく、被害者原告らが被った精神的被害が限りなく甚大で、原告ら主張のとおり耐え難いものであったと推認するに難くはなく、また、そのような被害を契機として、その同胞からいわれのない侮蔑、差別などを受けたことも、国籍・民族の違いを超えて、当裁判所においても、優に認め得ることができ、その程度はともかく、これまでに心的外傷後ストレスないし精神的な苛酷状態に陥り、また、そのような状態からようとして脱し得ないことも容易に推認し得るところである。

軍靴で身体を踏みつけられるなどしたため、背中、胸、腰、脚を脱臼し、骨折したりした。また、激しいビンタを受けながら強姦され、その際、イヤリングをしていた耳たぶが引きちぎられるということもあった。釘先が飛び出している棒で頭を殴られ、頭部に大怪我をさせられたこともあるが、そのような被害を受けた後、さらに、両手を縛られて真冬に戸外の木に吊り下げられ、めちゃくちゃに殴られ、体毛を引き抜かれ、大量の水を飲まされて、上から棒で押さえて吐かされた。そして、そのような激しい拷問の結果、水をかけても意識が回復しなくなったため、裸のまま、真冬の川に投げ捨てられたが、中国人の老人に助けられて、奇跡的に一命をとりとめた。

万は、その救出後、長期間意識が戻らず、意識が戻った後も、身体が全く動かない状態で、1年以上起き上がることもできなかった。背中、胸、腰、脚など身体中が骨折し、特に骨盤がめちゃくちゃに破壊されたことによって身体が変形してしまい、尻がなくなり、腰からすぐに脚部につながるような体形となった。身長165センチメートルの大柄だった万の身体は、147センチメートル程度に縮んでしまい、骨盤が破壊されたため、月経もなくなった。耳たぶも傷つけられ、釘の出た棒で殴られた頭部は現在でも痛み、その傷口にはその後頭髮が生えなくなった。万の夫は、心労のため、間もなく病死した。

人の手を借りなければトイレにも行けず、1人で座ることができるようになるまで長期間を要した。夫を亡くした万は、何とか生計を立てなくてはならなかったが、養女に手を引かれてようやく歩けるような状態であったため、畑仕事などもできず、村々で針仕事などをしたりして、糊口をしのぐ状態で、医者に診て貰うといった余裕は全くなかった。また、性暴力の被害者であることを知られている羊泉村にとどまることができず、同じ理由で再び家庭を築くこともできなかった。

万は、1992年になって、日本兵による性暴力の被害者であることを名乗り出たが、それまで、その被害事実を誰にも話すことができなかった。

しかし、名乗り出た後も、被害事実を人前で語る際には、体調が悪くなって倒れることが何回もあった。被害の夢を見て気持ちが悪くなったり恐怖を感じることも度々である。さらに、被害後、様々な病気、不調を抱え、1993年2月には、腹水がたまっただけで、入院して手術を受け、1996年、1998年にも入院治療を受けるなど、体調はますます悪化している状態である。2001年12月にも入院して、最近になって、退院したばかりである。

#### 張 先 兎

張は、1941年1月ころ、新婚間もない数え年16歳のとき、河東砲台からやってきた日本兵に西煙鎮の婚家で銃剣で脅されて捕らえられた。新婚の夫が居合わせたか、年下でまだ幼かったため、恐怖のあまり身体が震え、張を助けることができなかった。纏足であったため、日本兵に担がれて河東砲台に連行されたが、その途中、胡河巷で、日本兵は、張に銃剣を突き付け、怒鳴ったり殴ったりしながら、服を剥ぎとり、まだ幼い夫との間に性関係のなかった張を処女のまま7、8人で数時間にわたって輪姦した。さらに、日本兵は、張を背負い、河東砲台の窯洞に連行して監禁した。

窯洞の中は暗く、極寒の真冬であるにもかかわらず、床に干し草が敷いてあるだけであった。ほぼ毎日、10数名の日本兵が来て、泣き叫ぶ張を太い棒で殴りつけたり、大きな声で怒鳴りつけたりしながら、約20日間、昼も夜もなく、強姦した。張は、日本兵から食事をほとんど与えられず、自らも到底食べられる状態ではなかったため、痩せ細り、栄養失調で顔面は蒼白になり、心身共に衰弱して、死人同然の状態であった。その後、父と舅とが家財を売り、親戚や村人から借金をして400銀元を集め、これを旧日本軍に渡して、ようやく救い出されて実家に戻った。

張は、その後、長い間出血が止まらず、頭痛、めまい、腰や腹、足など身体中の痛み、苦しみに苦しむ、実家で1年療養した後、さらに借金をして可能な限りの治療をしたが、以後、様々な症状に苦しんだ。

被害後、10年近く生理が止まり、25歳になってやっと長女をもうけることができたが、母乳が足りず、長女は3歳で病死した。生理が止まったところから、喘息にかかり、現在も肺気腫で苦しんでいる。

張の日本人に対する恐怖は、今でも非常に強く、当時のことを思い出すと体が震え、胸が苦しくなる状態である。現在でもなお、しばしば、逃げて逃げて逃げ切れなくてまた捕まえられるという悪夢にうなされている。

本訴提起に際して聞き取り調査を受けたが、聞き取りの対象が被害の核心に迫ると、鼓動が激しく、呼吸が困難になり、気が遠くなって、話を続けることができなくなった。日本兵に拉致された際に現場にいた夫には、被害事実を告げているが、その後に生まれた子供たちには、今だに、その被害事実を話すことができない状況にある。

#### 趙 潤 梅

趙は、数え年17歳の1941年4月2日に発生した、後にいわゆる「西煙惨案」と称される事件、すなわち、同日早朝、孟県の東郭湫村及び河東村に駐屯していた旧日本軍及び警備隊計200余名が出動して西煙鎮を包囲し、村人を見かけると前後の見境なく銃剣で攻撃を加える事件の中で、被害を受けるに至った。趙は、日本兵の到来を知って、逃げようといったん自宅を出たが、隣人の蔡銀柱が日本兵に軍刀で刺し殺されたのを目の前に見て自宅に逃げ戻ったところ、迫って来た日本兵が、まず養母の頭の後ろに軍刀で斬りつけ、次に養父の喉を軍刀で刺したうえ、瀕死の重症を負わされた趙の養父母には目もくれず、まだ未婚であった趙を処女のまま輪姦し、さらに、纏足の趙を養母が飼っていたロバの上に俯せに縛りつけて河東砲台下の窯洞に拉致した。

その洞窟に40数日間監禁され、連日、多い日で10数名、少ない日で7、8名の日本兵から強姦された。うち1人は猫耳太君と呼ばれていた。日本兵による連日の輪姦により、趙は、腰や太腿が擦れて肉がえぐられ腫れて痛んだほか、陰部が腫れ上がるほどであった。その後、日本兵に拉致されたことを知っ

た実父と養父とが土地，建物など売り払ってようやく210銀元を捻出し，これを旧日本軍に渡し，救出された。

趙の自宅にあった家財は，趙が拉致された日に日本兵によって奪い尽くされていた。そのうえ，養父母は，日本兵に負わされた傷が元で1年余の間に相次いで死亡し，趙自身も，救出された後も動くことができず，約半年間は義姉に面倒を見てもらって何とか生き延びた。

日本兵から被害を受けたことを村中に知られた趙は，なかなか嫁の貰い手がなく，数え年20歳のときに1度目の結婚をしたが，6年間の結婚生活の中で子供ができず，それを理由に夫から捨てられた。2，3か月後に再婚したが，30数歳で生理がなくなって子供を生むことが不可能になり，数え年36歳のときに養女をもらうほかはなかった。その受けた被害によって，現在でも，胃痛，めまい，高血圧などに苦しめられている。

趙は，そのおぞましい経験による恐怖感や不安感などのため，一時は重度の精神的病状に苦しめられた。男性と会うことも嫌だという状態にもなった。

今もなお，その被害事実を忘れることができず，頭がはっきりしない，めまいがする，何をしているのかよく分からないという状態が続き，驚くことがあったり，怒りを感じたりすると，精神的なバランスを失し，平静を保つことができないでいる。また，その被害事実を恥ずかしさなどで誰にも話せないでいたが，養女が30歳を過ぎてからようやく被害事実を明らかにした。

#### 高 銀 娥

高は，結婚して夫とその両親とともに南社郷南社村に住んでいた数え年17歳の1941年4月4日に発生した，後にいわゆる「南社惨案」と称される事件，すなわち，同日朝，河東砲台に駐屯していた旧日本軍及び警備隊約40名が河東砲台から南社村に向かい，途中遭遇した農民らを有無を言わず，その場で惨殺したり，瀕死の重傷を負わせたという事件の中で，被害に遭った。

姑と共に自宅に居た高は，逃げ遅れて捕らえられ，牛車に乗せられ，他の5



0 数名の老若男女の村人らとともに、上記の家屋に連行された。連行された村人のうち、男たちは、広場のようなところに集められて死ぬほど殴られ、八路軍との関係を断ち、旧日本軍に金を渡すように脅迫されるといった拷問を受けた。また、高のような年若い女性は、別室に連れて行かれ、日本兵から連日強姦された。その約半月後、夫が土地を売って何とか200銀元を作って旧日本軍側に渡し、ようやく姑とともに解放された。

高は、日本兵の性暴力により、腹部が腫れあがって痛み、出血が止まらなくなったり、月経不順となった。身体がだるくて、痛み、動けないことも多かった。貧困のため治療を受けることができず、だいぶ経ってから、ようやく医師の診察を受けることができたときには、「治療を受けるのが遅すぎた」と言われ、また、薬を買う余裕もなかった。

夫は、高がそのような被害に遭ったこと、子供を生めないことを責め、もう要らないと言って、高と離婚した。高は、その後、再婚した夫の間でも子供ができなため、3年ほどで別れ、現在、3度目の夫と2人で暮らし、その姪を養女としている。

高は、敵国の日本兵に強姦されることで汚れを負ったかのように蔑視された当時の中国農村部の社会通念の中で、一緒に拉致された姑を含む周りの人々にそれと分かる状態で、さらに被害を受けた。

その受けた精神的苦痛の大きさについて多くを語らないが、被害について思い出すととても苦しいと述べ、子供ができなかったために2度の離婚を余儀なくされたこと、実の子供ができなかったことが話題になると、今でもさめざめと泣き始める状況である。

#### 王 改 荷

王は、当時、南社郷侯党村に住んでいて、被害に遭った。その夫は、中国共産党員で、抗日村長であり、王自身も、21歳で婦女救国会の主任となって抗日活動をしていた。1941年あるいは1942年の2月28日、旧日本軍が

侯党村，小掌村，南貝村一帯を包囲し，南貝村で会議中であった共産黨員を捕える作戦を行なった際，会議に参加していた王の夫は，旧日本軍に捕まって侯党村まで連行され，見せしめのために，過酷な暴行を加えられた後，殺害された。日本兵は，さらに，夫を助けようとして追いつがった王に対しても，銃で殴るなどの暴力を加え，王に他の共産黨員の名前を言うよう迫り，王が黙秘すると拷問を加えた。そのために，歯が3，4本折れ，顔や胸は腫れあがり，体中血だらけになって気を失った。

日本兵は，王をロバに縛りつけ，河東砲台の窰洞に連行して，監禁した。連日，昼間は2，3人，夜は7，8人の日本兵が王を輪姦した。日本兵が王を押さえつけたり，縛ったりしている間に，別の日本兵が王を強姦したり，王の尿道が腫れあがったのをわざわざ服を脱がせてじろじろ見て面白がった後，さらに強姦することもあった。その後，王の父が，土地，建物などの家財を売って捻出した金銭を対日協力者の黒腿子を通じて，これを旧日本軍側に渡し，これによって，拉致されてから20数日ぶりによく解放された。

王は，監禁中に押さえつけられ縛られて暴行された際，右脚を骨折し，解放された後も，腰や陰部が腫れあがって出血したり，化膿して膿が出るような状態であった。実家に戻っても，2年間は全く動けず，下腹部に激痛があり，失禁状態になった。実父母の世話を受けてようやく生き延びたが，医師の治療を受けるために出費もかさみ，生活は大変であった。

村人らから，日本兵に強姦されたと嘲笑され，なかなか再婚もできなかったが，その後，再婚して四子を出産した。しかし，2番目の夫も死亡し60歳ころ3度目の結婚をしたが，その夫にも先立たれ，現在は独り暮らしである。かつてのすさまじい性暴力による精神的・肉体的打撃によって，王は，健康を著しく損ない，現在，胸痛，胃腸炎，めまい，更には白内障など，たくさんの病気に苦しめられている。

王は，夫を殺されたショックに加え，20数日間にわたって敵国の日本兵に

強姦され続けたショックで、精神的にも、「頭はショックではっきりしなくな  
った」状態である。

自殺も考えたが、憔悴し切った身体では、それすら叶わなかった。

### 趙 存 妮

趙は、当時、結婚して孟県堯上村で夫、舅、夫の兄の子供と4人で暮らして  
いた際に被害に遭った。すなわち、1942年8月、趙が数え年で25歳のと  
き、旧日本軍が堯上村を急襲した。村人らは、皆、逃げたが、趙は、住まいが  
日本兵の侵入地点に比較的近かったうえ、纏足であったために逃げ切れず、日  
本兵に捕らえられ、日本兵に銃で殴られたり、蹴られたりしたうえ、ロバに乗  
せられて西煙砲台に連行され、そこで、その日のうちに、約8名の日本兵に強  
姦された。昼間は、西煙砲台の中の煉瓦の上に糞を敷いた便器以外に何もない  
真っ暗な部屋に監禁され、夜になると、別室に連れて行かれ、連日、約7、8  
名の日本兵に輪姦された。ショックのあまり、日本兵を見るだけで気を失う趙  
に、日本兵は、水をかけて目を覚まさせた。趙が辛さと苦痛の余り少しでも反  
抗すると、顔を殴り、首を絞め、口をふさぐなどの暴行を加えた。

その後、趙の監禁場所を知った夫、舅、実父が羊、ロバ、牛などの家財を売  
り、さらに借金をするなどして合計380銀元を作って旧日本軍に渡すことに  
よって、拉致されてから30数日後にようやく解放された。しかし、趙は、衰  
弱し切って、歩くことができず、戸板に乗せられて連れ帰られた。

趙は、その陰部が連日輪姦されたために腫れ上がり、不衛生な場所に監禁さ  
れて虫に食われた跡がそこかしこで化膿していた。ほとんど物を食べることが  
できなかつたため、解放された後も、衰弱が続き、歩くこともできない状態が  
続き、半年間は全く動けず、起き上がるのも横になるにも実母の介助が必要で  
あった。動けるようになった後も、半年間は両側に杖をついてかろうじて動け  
るという有り様であった。解放されてから1年あまり経ってようやく身体が少  
し良くなったが、そのころ、夫が疲労のため病死した。趙の上唇の上部には今



でも、日本兵による暴力の傷跡が残っている。その後に再婚した夫も、既に亡くなり、現在、独り暮らしである。

被害後、夫との間に子供が生まれなかった趙は、2番目の夫の連れ子（娘）の子供（義理の孫）に生活の面倒を見て貰っているが、心臓病、胃病、めまいなどの病気を抱え、また、今も大腿部から臀部にかけて痛み、黄色い膿が出るなど、日々、健康面での不安を抱えながら苦しい生活を送っている。

趙は、当時、纏足のため人に支えられてようやく歩いていた状態で、本件被害に遭うまでは、ほとんど家の中にいて、家の外の出来事を何も知らなかったところ、ある日、突然、敵国の日本兵に拉致され、真っ暗な部屋に監禁されたうえ、連日、何人にも強姦されたのである。あまり辛い体験のため、床に頭をぶつけて死のうとしたが、死ぬことができなかった。

趙が監禁された部屋には、食事を差し入れるための小さな窓があり、日本兵は、この窓から食べ物を差し入れたが、趙は、見知らぬ複数の日本兵に暴行されることによるショックと監禁された部屋の便器から漂う異臭のため、ほとんどものを食べることができず、部屋の不潔さと悪臭が忘れられない記憶となっている。

#### 尹 玉 林

尹は、数え年14歳のときに結婚し、当時、河東村に住んでいて被害に遭った。19歳の8月に出産したが、1940年の10月か11月ころ、夫が病気で死亡した。まだ夫の遺体が家に置かれている際、河東砲台に駐屯していた旧日本軍が村に来たので、一度は烏耳荘の実家へ逃げた。しかし、夫の遺体を葬るため数日後に両親及び姉とともに家に戻った。1941年の正月を過ぎたころ、日本兵が再び村へ侵入して来て、銃剣で脅しながら尹宅に押し入り、助けに入った両親に棍棒で胸を突いて血を吐くまで殴るなどの暴行を加えて家から追い出すと、尹をその場で強姦した。日本兵は、夫を亡くして後ろ盾のない尹に目をつけ、連日、昼ころ尹宅に押し入っては、その都度、両親に暴行を加え

30歳前半で月経がなくなり子供を生めない身体となった。その後、現在まで様々な婦人病を患い、下腹部、腰、脚の痛みに苛まれているほか、頻繁な下痢、失禁、めまい、高血圧に苦しんでいる。

南 二 僕

南は、1942年春ころ、既に孟県山河村在住の男性と結婚していたが、夫婦仲が悪く、河東村の西隣に位置する南頭村の実家に戻っていた際に被害に遭った。すなわち、同年春ころ、河東村に駐屯していた旧日本軍が南頭村に作戦行動を実施し、その際、「バカ隊長」と呼ばれていた「ドゥービエン」という下士官（以下「乙下士官」という。）が5、6人の日本兵を連れて南の実家に押し入り、南の母を殴ったり、蹴ったりして、庭に追い出し、乙下士官がその場で南を強姦した。さらに、母と農作業から帰った父を殴って、南を羊馬山の麓にあった警備隊の砲台近くの民家に拉致し、軟禁した。南は、その後、数か月にわたり、その建物又は河東砲台に連行されて、乙下士官に専属的に強姦され続けた。

両親が700銀元もの大金を用意して旧日本軍に提供したが、南は解放されなかった。一度逃げようとしたことはあったが、纏足で走れないため、捕らえられ連れ戻されてしまった。旧日本軍から報復をうけることが容易に予測できたため、南は、その場から逃げることもできず、解放されないまま、以後、長期間にわたって監禁され強姦され続けた。そして、意に反して、乙下士官の子供を身ごもってしまい、数か月後、男児を出産した。望まない妊娠をして子供まで生まされた南であったが、その親戚の一部は、そのような事情を理解できず、南を対日協力者として敵視し、南の母に対して、「おまえの娘は日本人に奉仕したうえに日本人の子供まで身ごもった」と責め続け、1942年8月14日夜半、数人で南の実家に乱入し、当時妊娠8か月であった母と2人の弟とを連れ出して殺害するという悲劇まで引き起こした。この事件を閉じ込められたまま聞かされた南は、ショックの余り自殺を図ったが、旧日本軍の通訳に助

けられて死に切れなかった。

最初に拉致されてから約1年半後、南は、乙下士官が異動により河東村を去ったため、この機に逃げようとしたが、「ミャオジ」という後任の下士官（以下「丙下士官」という。）に捕まってしまい、2、3か月にわたり強姦され続け、また、夜は、砲台に連行されて複数の日本兵に殴る蹴るの暴行を受け強姦された。その状況は、楊宝貴の記憶に明らかであるが、連日のごとく日本兵が南をロバに乗せて羊馬山上の砲台へ連れていった。

たまりかねた南は、丙下士官が掃蕩に出かけて留守となった際、壁に穴を掘って逃げ出し、山西省陽曲県を転々と逃げ回った。怒った丙下士官は、南を探して実家に押しかけ、その生き残った弟（当時11歳）の手を馬の尾に縛りつけて引きずりまわして大怪我を負わせ、実家に火を放って焼き払った。丙下士官を含めた旧日本軍が河東村から去った後、ようやく実家に戻った。

南は、その後、再婚して河東村に住んだが、中華人民共和国政府が成立した後の政治状況の中で、旧日本軍下士官らに性的関係を強要され続けたことをもって、抗日戦争中の対日協力者として裁かれ、2年間投獄された。

さらに、文化大革命が始まると、南本人が反革命分子として糾弾され、重労働を課されるなどしたばかりでなく、2番目の夫までが「反革命の妻を持った」ことを理由に糾弾された。また、日本兵による性的暴行により子宮の痛みや不正出血等の不治の婦人病にかかり、子供を生めない身体となったが、文化大革命中の激しい糾弾と病苦とに耐えかねた後、1967年、首を吊って自殺するに至った。

原告楊秀蓮は、生後間もなく南の養女となったものであるが、数え年4歳の時に養母の南が上記のとおり首を吊って自殺した。南は、亡くなる直前、夫に対し、養女の楊秀蓮が大きくなったら、南が日本兵から受けた被害を全部話してその無念をはらして欲しいと頼んだ。

同原告は、養母の南がいつもオンドルに横になって動けない状態でいたこと

を記憶している。また、同原告は、小学校に通っていた13歳のころ、憶苦思甜という大会で、初めて南が日本兵から強姦の被害を受けたという話を聞かされた。その意味を理解できなかった同原告は、帰宅後、養父に尋ねたが、養父は、泣きながら同原告を抱きしめて、「大きくなったらお母さんのことを全部教えます」と言って、そのときは詳しく話さなかった。同原告の養父は、1993年に死去したが、その直前、同原告に対し、南の受難の経緯を詳しく語り聞かせた。その養父も、同原告が南に代わってその名誉回復を果たすよう強く希望しながら、本訴提起を待たずに他界した。

南は、以上のとおり、「バカ隊長」と呼ばれていた乙下士官により約1年半の、「ミャオジ」と称する丙下士官により2、3か月の長きにわたり、意に反して性関係を強要され、夫には救出してもらえず、実家による救出の努力は効を奏さず、意を決して逃れば捕らえられて連れ戻されたり、報復として実の弟に危害が加えられ、逃げることもかなわなかった。

そして、自らを強姦し続ける乙下士官の子供を身ごもっていた正にその時にそのことが原因して、南の被害を理解できない親族により実の母、弟を殺されたことを聞いた南は、自殺を図ったが、助けられ、さらに、旧日本軍が去った後は、対日協力者として糾弾、弾劾され、投獄されたり、夫とともに反革命分子の烙印を押されたりした。その精神的苦痛は、夫と可愛がっていた幼い養女とを残したまま、遂に自殺に追い込むほどのものであった。

#### 楊 喜 何

楊は、当時、孟県西煙鎮の男性と結婚し、1942年10月7日に長女を出産した。そこで、中国農村の習慣に従って、その娘を連れて河東村の実家に帰省していたところ、1942年暮れあるいは1943年初めの数え年25、6歳のときに被害に遭った。楊の実家に突然日本兵が乱入し、楊の父の腰、背中を銃の台尻で殴り、母を蹴りつけて大怪我をさせ、楊を別室に連れて行き、その後、交替で強姦した。

最初の被害にあった後、楊は、春節（旧正月）を婚家で過ごすために西煙鎮の夫のもとに戻ったが、楊に暴行した2名の日本兵は、その後もしばしば楊の実家に現れて、両親に殴る蹴るの暴力を振るいながら、楊を婚家から連れてくるように強要した。楊は、実家に戻れば必ず日本兵に強姦されると分かりながらも、両親を日本兵の暴力から守るために戻らざるを得ず、実家に戻ると、決まって同じ2名の日本兵に強姦された。そのような被害は、2人の日本兵が他所に交替していくまで半年以上にわたって繰り返された。その際、日本兵は楊の腰を持って引っ張り回したため、楊は、腰を痛め、楊の婚家も、舅が日本兵に銃殺され、家を焼かれるという被害に遭った。

楊は、長女が生まれた喜びを両親らと分かち合うために実家に戻った際、上記被害を受け、さらに、両親を日本兵の暴力から守るために実家に戻って半年以上にわたり上記被害を受け続けた。

被害者でありながら、上記のような被害を受けたことに羞恥心を抱き続けた楊は、こんな話をしたら子供たちに迷惑をかけると心配して、1998年8月の聞き取り調査の際、初めて三女で、相続人である原告李愛芳に自らの被害体験を語るまで、50数年の長きにわたって誰にもその辛い思いを吐露することができなかった。聞き取り調査に際して、極めて体調が悪かったにもかかわらず、遠路、太原まで出てきて、横たわりながら聞き取りに応じて辛い話をしたが、その調査終了直後に入院し、3か月後に死亡した。

## II 精神的被害の有無及びその態様

被害者原告らは、上記Iのとおり、10代前半から20代の若いころ、敵国の日本兵に襲われ、拉致され、監禁され、繰り返し強姦され、暴行、傷害を受けるに至ったものである。その際と同原告らの恐怖、苦痛、恥ずかしさ、悲しみ不安は、上記Iで少し言及したが、その加害行為の凄まじさから想像されるとともに、同原告らが涙ながらに絞り出すようにして語ったとおり、およそ耐



え難いものであった。

被害者原告らは、当時の家父長制の下で女性の貞節を強いる中国農村の根深い社会通念の中で、被害者でありながら、社会から蔑まれ、責められながら生きなければならなかったのであって、旧日本軍による直接の加害行為が去った後の精神的苦痛もまた、極めて苛酷なものであった。

さらに、被害者原告らの受けた精神的苦痛は、被害時及びその直後にとどまらず、その後も様々な形で継続して同原告らを苦しめてきたものであって、本件被害後60年余りの時間の経過も、同原告らの精神的苦痛を緩和するどころか、却って、その間に反復し増幅されて同原告らを苦しめ、同原告らは、心的外傷後ストレス障害、いわゆる「PTSD」に罹患しながら放置されてきたものである。